

社会福祉法人三豊市社会福祉協議会「福祉普及推進校(園)指定事業」実施要綱
～赤い羽根共同募金配分事業～

(目的)

第1条 この要綱は、三豊市内の各小学校及び中学校・高等学校（以下「学校」という。）の児童、生徒と、幼稚園及びこども園（以下「園」という。）の園児を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、「思いやり」「やさしさ」を養うとともに、地域と連携した福祉教育の推進を目指すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、指定を受けた学校(園)とする。

- 2 指定を受けた学校(園)は、児童、生徒、園児に福祉意識の高揚が図られるよう努めなければならない。
- 3 この事業の目的を達成するため、社会福祉法人三豊市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、学校(園)と連携を図り、事業の円滑な推進に努めなければならない。

(事業内容)

第3条 この事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉施設等への訪問による施設利用者との交流・体験活動
- (2) 体育祭・文化祭等の学校・園行事への地域の高齢者、障害児（者）等の招待
- (3) 学校(園)周辺の地域と協力しての地域福祉ボランティア活動
- (4) 講師を招いての福祉体験学習や福祉教育
- (5) 福祉の職場体験学習や福祉の仕事についての学習会
- (6) 地域と連携しての防災行事(学校や園のみでの訓練は除く)、災害等に関する防災教育やボランティア活動についての学習
- (7) その他、社会福祉への理解と関心を高めると認められる事業

(指定期間)

第4条 この事業の指定期間は、1年とする。

(助成金の金額)

第5条 この事業を実施するため、学校につき5万円、園へは3万円を上限とし助成する。

(福祉普及推進校(園)の指定申請)

第6条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする学校長または園長は、福祉普及推進校(園)指定申請書（様式第1号）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

ならない。

(福祉普及推進校(園)の指定決定)

第7条 会長は、前条の規定による福祉普及推進校(園)指定申請書等を審査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、福祉普及推進校(園)に指定し助成金の交付を決定する。

2 会長は、交付決定の内容を福祉普及推進校(園)指定決定通知書(様式第2号)により、学校長に通知する。

(助成金の請求)

第8条 会長は、前条の規定による交付決定を通知した学校長または園長から提出される請求書(様式第3号)により、助成金を交付する。

(実績報告)

第9条 学校長または園長は、当該年度内にこの事業を完了し、福祉普及推進校(園)指定事業完了報告書(様式第4号)を、会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 会長は、前条の規定による事業報告書等に基づき、助成金の使途等が、第3条に規定する事業内容と著しく異なるときは、助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(助成事業の広報)

第11条 助成決定を受けた学校(園)は、事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の助成事業である旨を広報(周知)しなければならない。

2 助成金の交付を受けた学校(園)については、共同募金運動への参加と協力を行わなければならない。

3 助成事業については、広報(しちふく等)に掲載・報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。